

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3 階

電話・FAX 055-269-7771

Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

<http://www.yamanashi-csnet.jp/>

## 第10回総会が開催されました

日時 2024年5月31日（金）10:00～11:00

場所 山梨県立男女共同参画推進センター 小研修室1



### 【議事について】

「第1号議案：2023年度事業報告承認の件」「第2号議案：2023年度活動計算書承認の件」

「第3号議案：2024年度事業計画承認の件」「第4号議案：2024年度活動計算書（予算）承認の件」

◆全議案すべてが、賛成多数で採択されました。

◆議案書へのご意見は裏面をご覧ください。



「やまなし消費者支援ネット」  
は県内初の適格消費者団体です。  
2023・2024年度の理事会  
メンバーです。（理事・監事15人）

身近な消費者トラブルの被害情報や  
チラシ・広告の疑問、不審な情報等  
をお寄せください。消費者被害を防ぐため  
の諸活動に活かします。  
詳しくはホームページをご覧ください。  
「やまなし消費者支援ネット」で検索  
できます。  
皆様のご支援ご協力をお願い致します。

### 【来賓メッセージのご紹介(概要)】

#### ◆山梨県県民生活安全課課長 岩淵 基 様

日頃より本県消費者行政の施策、事業の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。貴法人は昨年8月に全国25番目となる適格消費者団体に認定されたところであります。これも貴法人の活動成果の賜物であると敬服する次第です。

さて、近年の消費者を取り巻く社会状況はデジタル化の進展や電子商取引などの普及により消費者トラブルも複雑化・深刻化しています。本県では、「相談体制の充実と連携の強化」、「高齢者被害防止見守り活動の推進」、「若者に対する消費者教育の充実」、「エンカ（倫理的）消費の促進」を重点施策としております。消費者トラブルを解決し県民の消費生活の安定や向上を図るためには関係機関との連携が非常に重要であるため適格消費者団体である貴法人には今後とも引続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

#### ◆山梨県県民生活センター所長 三嶋 豊博 様

やまなし消費者支援ネットにおかれましては、平素より当センターの事業にご理解とご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。また、昨年度、県内初の適格消費者団体の認定を受けられたことに対しまして、心よりお喜び申し上げます。令和5年度の当センターへの消費生活相談では、SNSなどの広告からの定期購入に関する相談をはじめ、社会のデジタル化に伴う相談が数多く寄せられました。今後消費者にはトラブルに遭わないための知識を習得しながら、デジタルサービスを上手に活用していくことが求められます。このため、当センターでは出前講座や多様な媒体での啓発活動などの取り組みを進めるとともに、トラブルが生じた際の相談体制を構築しております。貴団体におかれましても、本県県民の安全・安心な消費生活の確保に向けて、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。



## 【議案書に関するご意見をいただきました】

- ご意見：消費者被害情報の収集に関して、市役所広報に「〇〇無料相談」がありますが、市役所等行政に話を持って行って、「消費者被害無料相談会」のようなコーナーを設けてもらう、のはどうでしょうか。
- ▲説明：ご意見ありがとうございます。現状について説明します。行政の「無料相談会」は各種あるようです。相談には「消費者被害相談」もあり、「広告や規則、約款などに法律違反の恐れがある」事例では当団体が紹介されています。「広告や規則、約款などに法律違反の恐れがある」事例について、当団体では弁護士など専門家が、その是正を事業者にも勧告しています。是正勧告に応じない場合は、適格消費者団体として訴訟も検討いたします。

## 理事のひとこと



皆さん、こんにちは。

少し前になりますが、某社が製造・販売したサプリメント（機能性表示食品）を摂取したことによる健康被害の問題がメディアで大きく取り上げられました。被害に遭われた方々は、健康に良いと考えてはじめてことなのに、まさかという思いでしょう。サプリメントに限らず、商品の購入やサービスの提供を受ける前に、我々一般の消費者が、それらから生ずる被害を想定することは簡単ではありません。それでも、もし何か気になることがあるときは、その分野に詳しくな人に聞いてみる、ネットや書籍で情報を集めてみるなどの自衛策をとることで、被害や損失を小さくすることはできるかもしれません。

理事 粕谷勇一（司法書士）



## 「適格認定シンポジウム」開催報告



（令和6年3月23日 シャトレーゼ談話館「山脈」）

令和6年3月23日、やまなし消費者支援ネットが、内閣総理大臣より適格消費者団体として認定を受けたことを記念するとともに、消費者被害の情報を更に収集できるように、より多くの県民に「適格消費者団体」のことを知ってもらうことを目的として、シンポジウムを開催した。

### ＜やまなし消費者支援ネット活動の軌跡＞

關野文士弁護士（やまなし消費者支援ネット副理事長）から、やまなし消費者支援ネットのこれまでの消費生活相談、差止請求活動等の活動報告がなされた。今後の活動として、不当勧誘不当規約等への差止請求訴訟、消費者行政との連携強化、全国各地の適格消費者団体との連携強化に取り組んでいくとした。

### ＜記念講演「地域に根差した適格消費者団体に！」＞

講師として池本誠司弁護士（埼玉被害者被害をなくす会理事長）にお越し頂き、ご講演いただいた。適格消費者団体の役割や機能、かかる活動を支えるには地方消費者行政等との連携が重要である点を指摘し、埼玉県での埼玉被害者被害をなくす会と地方消費者行政との連携について紹介した。

### ＜活動報告＞

各地の適格消費者団体から、活動状況等について報告がなされた。

さらに、佐々木幸孝弁護士（消費者機構日本）からは、被害回復活動について紹介があった。また、舟木諒弁護士（消費者支援群馬ひまわりの会）からは、結婚式場の期日変更、キャンセルの手数料に関する事案等が、西村誠弁護士（消費者支援かながわ）からは、いわゆる「No.1」表示に関する事案等が、宇田章吉弁護士（消費者市民サポートちば）から、「お客様満足度 96.5%」とのHP上の表示に関する事案等について紹介された。

相良英峻弁護士（とちぎ消費者リンク）から、申し入れ段階での事例の公表に関し、消費者被害の予防という観点からは大きな意義があるとの見解が述べられた。

堀田伸吾弁護士は、消費生活ネットワーク新潟の活動報告として、一般消費者からなる活動委員会、消費者と事業者の連携・協働に向けた取り組みについて報告された。